

医療費控除を申告する方へ

1. 健保発行の「医療費控除用医療費通知」入手方法

医療費控除用医療費通知（以下、医療費通知）は、マイヘルスウェブから下記のいずれかで入手できます。

- ①書面申告に使える医療費通知の紙発行・送付の申込み
- ②電子申告に使える医療費通知データのダウンロード（※スマートフォンからダウンロードの操作はできません。）

（上記とは別の機能で、マイヘルスウェブから毎月の医療費明細を印刷（PDF）できますが、その機能から印刷した医療費明細は医療費控除の申告には使えません。）

2. マイヘルスウェブにログインしたことがない方

マイヘルスウェブにログインしたことがない方は、「登録のための家族内ID・初期パスワードのお知らせ」（以下「初期パスワード通知書」）が必要です。初期パスワード通知書を紛失した場合は、早めに下記のヘルプデスクへ電話、または再発行申請フォーム（オンライン）のいずれか（※）で初期パスワード通知書の再発行依頼をお願いします。

（初期パスワード通知書の再発行は、毎月20日締め当該月の月末に事業所へ発送している為、3～4週間程度かかる場合があります。確定申告の期限までに医療費通知を入手したい場合は、再発行依頼を2月20日までをお願いします。）

※ヘルプデスクの電話番号

TEL:03-5213-4467(平日9時から17時)

再発行申請フォームからの依頼方法

別添「申請フォームからの初期パスワード通知書再発行依頼方法」を参照ください。

3. 医療費通知への反映スケジュール

マイヘルスウェブでは、診療月から3ヵ月遅れで、当該診療月のデータが医療費通知に反映されます。令和7年11月診療分は令和8年2月17日、12月診療分は令和8年3月14日に当該診療月データが医療費通知に反映されます。

申請のタイミングによっては、医療費通知に反映されていない場合があります。（例：令和8年2月に申請した場合、令和7年12月診療分が反映されていない。）その場合は、医療機関発行の領収書の内容をもとにご自身で医療費控除の明細書に記載してください。

4. その他

・マイナンバーカードを取得されている方は、マイナポータルに掲載された医療費通知データを情報連携することにより、医療費通知データを取得し電子申告することが可能です。詳細は、国税庁HPの「マイナポータル連携特設ページ」をご確認ください。



・確定申告の時期は、例年2月16日から3月15日頃となっておりますが、医療費控除の申告は年間を通して5年間可能です。

・その他医療費控除の詳細や申告方法等については、最寄りの税務署へお問い合わせください。

以 上